

加美町水道事業包括業務受託者選定公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務概要

(1) 業務の目的

本要領は、加美町水道事業包括業務委託実施に関する基本方針に基づき、水道施設の管理体制強化、事業全体の効率化及び住民サービスの向上を図るため、施設運転管理業務、水道料金収納等業務並びに給水装置等関連業務を一体的に実施する「加美町水道事業包括業務」について、本業務を受託し遂行し得る民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質、技術的能力及び優れた経営ノウハウを有する者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

なお、本業務においては、「宮崎地区キタイ沼水源等から生み出される加美町のおいしい水」の魅力を守り、安全・安心な水道水を安定供給するとともに、民間企業の持つノウハウを活用した「水道水のPR」に関する優れた提案を期待する。

(2) 業務名 加美町水道事業包括業務

(3) 業務履行区域 加美町給水区域全域

(4) 業務内容

【施設運転管理・技術部門（水道法第24条の3に基づく管理の委託（第三者委託））】

- ①水道技術管理業務（法令上の管理権限及び技術的責任の受託）
- ②監視及び運転管理業務（浄水施設等の運転操作等）
- ③保全管理業務・維持修繕業務
- ④水質管理業務
- ⑤漏水修繕等管路管理業務
- ⑥ユーティリティー調達管理業務
- ⑦給水車の運行（甲からの依頼による災害時・緊急時の応急給水対応等を行うこと）

【窓口・料金収納・一般事務部門】

- ⑧受付業務（窓口対応、電話対応、郵送対応等）
- ⑨給水開始・休止業務（開閉栓手続き等）
- ⑩検針業務（水道メーター検針、精査等）
- ⑪調定及び更正業務、収納業務
- ⑫滞納整理業務（給水停止処分等関連業務含む）
- ⑬電子計算処理業務（料金システム運用管理等）

【給水装置等関連部門】

- ⑭給水装置工事受付・審査業務
- ⑮事前協議・相談・その他給水装置関連対応業務
- ⑯給水装置等図面交付業務
- ⑰給水装置工事等図面整理業務（ファイリング等）
- ⑱水道メーター定期交換業務
- ⑲その他、上記各業務に付随する業務及び加美町が指定する業務

（５）履行期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

※契約締結日から令和９年３月３１日までは、業務を円滑に開始するための引継ぎ等の準備期間とする。

（６）本業務に係る委託料の上限額（債務負担行為限度額）

７１３，０００，０００円（消費税及び地方消費税を除く５年間の総額）

※この金額は、契約予定（内訳）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この金額を超えてはならない。

※各年度の支払い限度額等の詳細については、要求水準書及び性能要求仕様書の定めるところによる。なお、提案見積金額が当該上限額（債務負担行為限度額）を超える場合は、理由の如何を問わず失格とする。

２ 事業者募集に関する条件等

（１）選定方法

本業務の選定にあたっては、民間事業者が有する高度な技術力、専門性、豊かな実務経験及び優れた経営ノウハウを包括的に活用し、事業の効率化と住民サービスの向上を図るため、プロポーザル方式を採用し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

（２）参加者の要件

- ①本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げるアからケまでの要件のいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件の確認のため、必要に応じて関係機関への照会を行う場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持管理運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人

②参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者（単体企業、又は複数の企業により構成される共同企業体（グループ））であること。

- ア 加美町入札参加資格者名簿（最新の登録名簿）に登録されている者で、当該包括業務に対応する業種に登録がある者であること。
- イ 本業務に係る公告日から優先交渉権者決定までの期間において、加美町入札等参加業者指名停止要領（平成 15 年告示第 34 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない事業者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- オ 日本国内において、水道事業における「浄水施設運転管理業務」及び「水道料金徴収・窓口検針等業務」の受託実績を有する者であること（グループの場合は、構成員のいずれか、又は複数の分担して満たすこと）。
- カ 次に掲げる有資格者及び責任者を確実に配置又は組織できること。
 - a. 水道法第 24 条の 3 第 3 項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験がある者。
 - b. 水道浄水施設管理技士 2 級以上の資格を有する者。
 - c. 窓口・検針・給水装置等一般事務業務全体の履行を統括する実務経験豊かな責任者（業務責任者）。
 - d. 上記の配置技術者及び責任者は、応募者（グループの場合は各構成員）と直接的な雇用関係にある者であること。

（３）参加者の構成等（グループ参加の場合）

複数の企業によるグループ（共同企業体）で参加する場合は、グループを構成する企業

(以下「構成員」という。)は、前記「(2) 参加者の要件」を満たすほか、次の条件を満たすこと。

- ①構成員の数は任意とするが、各構成員は本包括業務（施設運転管理・技術部門、及び窓口・検針・給水装置等一般事務部門）の実施に関して、各々の専門性に応じた適切な役割・責任を担うこと。また、グループ構成員の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が参加の申請から契約締結の協議まで、当該業務の一切の手続きを行うこと。
- ②グループは、参加表明書及び参加資格確認書の提出時に、共同企業体協定書（書式任意）等により、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々が分担・連携する業務範囲を明らかにすること。
- ③本プロポーザルに参加する構成員は、単独での重複応募、又は他のグループの構成員として重複して応募することはできない。

(4) 参加資格要件基準日

参加資格要件の基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限日（令和 8 年 9 月 18 日（金）とする。また、本要領の公告日から優先交渉権者決定日（令和 8 年 11 月 13 日（金）予定）までの期間において、参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該企業（グループ応募の場合は当該グループ全体）は失格とする。

3 募集に関する要件等

(1) スケジュール

募集公告から優先交渉権者決定までのスケジュールは次のとおりである。ただし、状況に応じ変更する場合がある。

手続き	期限・期日	備考・時間等
実施要領及び仕様書の公表	令和 8 年 8 月 17 日（月）	町公式ウェブサイトにて終日公表
実施要領等に関する質問受付期限	令和 8 年 9 月 4 日（金）	午後 5 時必着（電子メールのみ受付）
質問に対する回答予定日	令和 8 年 9 月 11 日（金）	全参加希望者へ電子メールにて一斉通知
参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限	令和 8 年 9 月 18 日（金）	午後 5 時必着（直接持参又は書留郵便）
参加資格確認審査結果の通知	令和 8 年 9 月 25 日（金）	書面にて一斉通知（合格者へ様式等開示）
業務提案書及び見積書の提出期間	令和 8 年 10 月 16 日（金）	各日午前 9 時～午後 5 時に直接持参（最終日午後 5 時厳守）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 11 月 4 日（水） （予定）	日時・場所は別途対象者へ個別に通知
優先交渉権者の決定・通知	令和 8 年 11 月 13 日（金） （予定）	全応募者に対し書面にて通知

(2) 様式の配布

参加申し込みに必要な様式等は、加美町公式ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加資格確認及びプロポーザル実施要領等に関する質問の提出

- ①提出期限 : 令和 8 年 9 月 4 日(金)午後 5 時まで(必着)
- ②提出方法 : 「質問書(様式第 4 号)」に必要事項を記入の上、電子メールにより下記提出先へ送信すること。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とする。
- ③提出先・担当 : 加美町役場 上下水道課 中山(メール : suidou@town.kami.miyagi.jp)
- ※電子メールの件名は「加美町水道事業包括業務プロポーザルに関する質問」とし、送信後は必ず電話にて着信確認を行うこと(連絡先 : 0229-63-3954)。なお、電話による着信確認がない場合のメール不着について、甲はその責任を負わない。
- ④回答方法 : 提出された質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 11 日(金)までに、町公式ホームページへ掲載する。ただし、質問者の名称は公表しない。

(4) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

- ①提出期限 : 令和 8 年 9 月 18 日(金)午後 5 時まで(必着)
- ②提出書類 : 参加表明書(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、次に掲げる確認書類を添付し、正本 1 部・副本 1 部を提出すること。※グループの場合は「共同企業体結成届出書(様式第 2 号)」を添付し、構成員全員分のイからキを提出すること。
- ア 参加表明書(様式第 1 号)
- イ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書:募集公告日以降に交付されたものに限る)
- ウ 定款(最新のもの)
- エ 会社概要(資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、ISO 等認証が確認できるもの)
- オ 財務状況を証する書類(直近 2 カ年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書)
- カ 労働条件等に関する書類(就業規則の写し、及び労働基準法第 36 条に基づく時間外・休日労働に関する協定書(36 協定)の写し)
- キ 賠償保険加入状況関係書類(不測の事態(施設事故、個人情報漏えい等)に対応するための賠償責任保険等の加入状況が確認できる保険証券の写し等)
- ク 水道施設運転管理業務(第三者委託)類似業務受注実績表(過去 10 年以内)
- ケ 水道料金等の収納等業務受託実績調書
- コ 各種有資格者の在籍・雇用関係を証明する書類(受託水道業務技術管理者、水道浄水施設管理技士 2 級以上、給水装置工事主任技術者、等の資格

③提出方法及び提出先：

上記書類一式は、加美町役場 上下水道課へ直接持参するか、又は書留郵便（提出期限内必着）により提出すること。

（５）参加資格確認審査結果の通知

参加資格確認審査の結果は、参加者に対して令和８年９月２５日（金）までに書面にて通知する。

４ 業務提案書等の提出

（１）業務提案書に関する事項

①業務提案書内容：

業務提案書の記載内容は次に掲げる項目とし、項目ごとに章立てを行い、ページ下部に通し番号（ページ番号）を適切に付すること。技術・事務の両部門を一体的に運営するための包括的な提案を求める。

なお、コスト縮減に関する具体的な提案や工夫については、第１章（共通基本事項・経営基盤）や第２章（業務執行・組織体制計画）ではなく、必ず「第３章」から「第６章」の各実務項目において具体的に記述すること。

・第１章：共通基本事項・経営基盤

（会社概要、財務状況、包括業務の受託実績、基本方針）

・第２章：業務執行・組織体制計画

（配置計画、指揮命令系統・全体業務体制、従事者の雇用と研修・地元雇用継続）

・第３章：技術・施設運転管理部門

（施設運転操作・監視、施設保全管理・維持修繕、その他技術業務。また、宮崎地区キタイ沼等の優れた水源地から供給される「加美町のおいしい水」を維持するための工夫や、町の内外へ水道水のおいしさを効果的に発信する「水道水のPR」に関する具体的な手法についても併せて提案すること。）

・第４章：窓口受付・料金収納部門

（受付業務・苦情クレーム対応、給水開始・休止業務、検針・精査業務、調定・更正・収納・滞納整理・給水停止処分）

・第５章：給水装置等関連部門

（給水装置等関連受付窓口・図面整理、水道メーター定期交換）

・第６章：情報セキュリティ・危機管理等

(個人情報保護・情報セキュリティ、防災・災害・緊急時対応危機管理体制(豪雪・災害時 BCP)、外注委託等、地域貢献・地元企業活用及びその他の業務提案)

②作成に当たっての留意事項

- ア 原則として A4 判縦型、横書き、左綴じとする。図面等で A3 判を使用する場合は折り込むこと。
- イ 枚数制限は設けないが、言語は日本語、単位は計量法、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- ウ 審査の公平性を保つため、提案書本体(特に副本 10 部)には、ロゴマークや社名など、特定の事業者を推測・特定できる表現を一切用いないこと(ブラインド審査の徹底)。

③資料の貸出：希望者は希望日前日までに電話予約の上、令和 8 年 9 月 25 日(金)から令和 8 年 10 月 11 日(日)までの期間内(閉庁日を除く午前 9 時から午後 4 時まで)に上下水道課にて借り受けること。

貸出資料：ア 水道施設運転管理業務に係る図書類

イ 窓口受付・料金収納・給水装置業務等に係る帳票・図書類

返却：貸出資料一式(コピー含む)は業務提案書の提出時に合わせてすべて返却すること。

④提出部数：正本 1 部(社名記載あり、様式第 5 号を表紙とする)、副本 10 部(事業者特定表現を完全排除した無記名版)、電子データ 1 枚(正本・副本それぞれの PDF を収録した CD-R 又は USB メモリ)

※ 電子データ内の副本 PDF およびファイル名についても、特定の事業者を推測・特定できる表現(プロパティ情報等を含む)を完全に排除すること。

⑤提出期間：令和 8 年 10 月 12 日(月)から令和 8 年 10 月 16 日(金)まで

(各日午前 9 時から午後 5 時まで、最終日午後 5 時厳守)

⑥提出方法及び提出先：

下記「(2) 提案見積書」と合わせて、封緘の上で直接持参により一括提出すること。

提出先 〒981-4264 宮城県加美郡加美町字赤塚 522 加美町上下水道課

(2) 提案見積書(価格提案)に関する事項

提案見積書は、本包括業務の 5 年間に要する一切の費用を積算の上、「提案見積書(様式第 6 号)」及び「積算内訳書(任意様式)」により、業務提案書とは別に厳重に封緘(封筒に入れ事業者名印で中封)の上、1 部提出すること。

①提出期間：業務提案書の提出期間(最終日午後 5 時厳守)と同一とする。

②提出方法及び提出先：業務提案書一式と同時に、直接持参により一括提出すること。

③見積上の留意事項：提案見積金額は、委託料上限額（713,000,000 円）を超えてはならない。当該上限額を超過する提案を行った者は、理由の如何を問わず失格とする。

5 優先交渉権者の決定等

（１）審査委員会の設置

町は、審査を公正かつ客観的に行い、目的に最も合致した企画力、技術力、専門性、住民サービス向上策及び事業の確実性等を有する最良の事業者を選定するため、「加美町水道事業包括業務委託受託者選定プロポーザル審査委員会」を設置する。

（２）審査項目及び評価基準

具体的な審査項目及び採点配分は、別添「加美町水道事業包括業務提案評価基準」による。

（３）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書の審査にあたり、提案内容に対する質疑や補足説明を求めるため、応募者に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細（日時・場所等）は参加資格確認審査結果の通知と合わせて個別に通知する。

※出席人数及び説明者等の詳細な条件については、個別に通知する。

（４）優先交渉権者の選定

審査委員会は、業務提案書等による「技術評価点」と提案見積書による「価格評価点」の合計（総合評価点）により評価順位を決定し、最も高い評価点を得た提案者を「優先交渉権者」として選定する。詳細な配点や算出方法は、別添「加美町水道事業包括業務提案評価基準」に示す。

なお、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が高い者を上位とする。また、優先交渉権者に次いで高い評価点を得た者を次点交渉権者として選定する。

（５）選考結果の通知・公表

町は、選考結果をすべての参加者に速やかに書面にて通知するとともに、加美町公式ホームページにおいて優先交渉権者及び次点交渉権者の事業者名を公表する。

（６）提案者が１社（１グループ）であった場合の取り扱い

提案書を提出した者が１社（又は１グループ）のみであった場合においても審査は中止せず、厳正な審査を行う。その結果、審査委員会の定める基準評価点（最低合格点）以上の点数を獲得している場合に限り、優先交渉権者として選定する。

6 契約手続き

- ①町は、本プロポーザルにおいて選定された優先交渉権者と、速やかに契約締結に向けた詳細な協議を行う。
- ②優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合、又は優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、町は次点交渉権者と順次契約交渉を行う。

7 失格事項

本プロポーザルへの参加及び本業務の受託にあたり、提案者が次のいずれかに該当した場合は失格（無効）とする。

- (1) 優先交渉権者の決定又は契約締結までに、本要領「2」に定める参加資格要件を満たさなくなった者
- (2) 提出期限内に業務提案書、提案見積書、その他指定された必要書類が提出されなかった者
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査に、事前の連絡なく遅刻又は欠席した者
- (4) 提出書類に事実と異なる虚偽の記載をした者、又は重要な事実の記載を免れた者
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為（審査委員や町職員への事前の接触、アプローチ、談合など）があったと町が認めた者

8 その他

- (1) 応募の辞退：参加表明書の提出以降、業務提案書等の提出期限までの間、参加者は随時応募を辞退することができる。この場合、「辞退届（様式第7号）」を速やかに提出すること。
- (2) 参加者がいない場合の取り扱い：
本プロポーザルへの参加表明者がいない場合、町は速やかに公募を中止し、加美町公式ホームページにおいてその旨を公表する。
- (3) 営業活動等の禁止：
本要領の公告日から優先交渉権者の選定が完了するまでの間、審査委員会委員及び担当課関係職員への一切の営業活動や接触行為を禁止する。違反した7「5」に基づき失格とする。
- (4) 費用の負担：本プロポーザルへの参加、提出書類の作成、ヒアリング出席等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出書類等の非返却：
提出された書類等は、理由の如何を問わず一切返却しない。
- (6) 提出書類の変更等の禁止：

提出された書類について、提出後の追加、差し替え、変更は認めない。

(7) 追加書類の要請：

審査の過程において、提出された書類以外に確認が必要な場合、町は追加書類の提出又は説明を求めることがある。

(8) 契約への反映：

選定された優先交渉権者の業務提案内容等は、契約締結時において「特記仕様書」の一部として採用・反映することがある。

(9) 情報公開の取り扱い：

提出された書類は、「加美町情報公開条例（平成 13 年加美町条例第 11 号）」に基づき開示請求の対象となる場合がある。ただし、事業者の著作権、技術的ノウハウ、独自の経営秘密等が含まれ、開示により事業者の正当な利益を害する恐れがある部分については、不開示扱いとする。

9 本業務に関する問い合わせ先

部課名：加美町 上下水道課

所在地：〒981-4264 宮城県加美郡加美町字赤塚 522（中新田浄化センター内）

電話番号：0229-63-3954（直通）、FAX 番号：0229-63-3964

電子メール：suidou@town.kami.miyagi.jp